



福島医発第 2554 号（地）
令和 6 年 12 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する
法律施行規則の解釈の一部改正と意見聴取実施の周知について

標記の件につきまして、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門より日本医師会を通じて、別添のとおり連絡がありました。

本件は、特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の解釈の一部改正の検討のため、特定放射性同位元素を使用している者に対して意見照会を予定していることについて、周知を依頼するものです。

これらの意見の照会を行う医療機関名については、非公開とされており、意見照会方法は検討中とのことですが、原子力規制庁から当該医療機関に直接の連絡となるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、セキュリティの確保の観点から、日本医師会においても医療機関名等の情報を保有していないことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

令和 6 年 1 2 月 5 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

今 村 英 仁

(公印省略)

特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の解釈の一部改正と意見聴取実施の周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門より本会に対し事務連絡「特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の解釈の一部改正と意見聴取実施の周知について」が発出され、周知方依頼がありました。

本件は、特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の解釈の一部改正の検討のため、特定放射性同位元素を使用している者に対して意見照会を予定していることについて、周知を依頼するものです。

なお、これらの意見の照会を行う医療機関名については、非公開とされており、意見照会方法は検討中とのことですが、原子力規制庁から当該医療機関に直接の連絡となるとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のほどよろしくお願いいたします。

追って、セキュリティの確保の観点から、本会も医療機関名等の情報を保有していないことを申し添えます。

(事務連絡)

令和6年11月20日

公益社団法人 日本医師会御中

原子力規制庁長官官房
放射線防護グループ
放射線規制部門

特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する法律
施行規則の解釈の一部改正と意見聴取実施の周知について（依頼）

貴団体におかれましては、日頃より放射性同位元素等の規制に関する法律及び関係法令の遵守に御協力いただきありがとうございます。

標記の件について、令和6年11月12日に原子力規制庁から貴会に御説明した内容について、別添のとおり、御所属の会員の方々に御周知いただきますよう
よろしくお願いいたします。

特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する法律施行
規則の解釈の一部改正について

令和6年11月1日
原子力規制庁長官官房
放射線防護グループ
放射線規制部門

1 概要

令和元年の法律施行後、放射性同位元素等規制法第43条の2に基づく、特定放射性同位元素の使用者に対する立入検査は、令和5年11月をもって一巡しました。この状況を踏まえて、一巡目の立入検査を踏まえて、特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の解釈（以下「解釈」という。）の一部改正を実施することを検討しているところです（別紙参照）。

2 解釈の一部改正と意見聴取実施の周知

解釈については、日本国内の放射性同位元素のセキュリティの確保の観点から、行政手続法第3条第2項第6号に基づき、公にされるもの以外となるため、同手続法第39条第1項に基づく意見公募手続きは行いません。

しかしながら、今回の解釈改正は原子力規制庁における被規制者（約440対象事業者）への行政指導を行うための判断基準となるため、透明性及び公平性の観点から、放射線規制部門として特定放射性同位元素を使用している対象事象者に対して改めて意見照会を実施する予定です（意見照会の方法については別途検討中）。

皆様におかれましては、業界に所属する会員各位に近日中に解釈の改定が予定されていることを御周知くださいますようお願い申し上げます。

（問い合わせ先）

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房放射線規制部門

放射線検査官 農添

TEL：03-5114-2260

e-mail：genhosya@nra.go.jp

特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する法律施行
規則の解釈の主な改正内容

1. 防護区域の出入管理（規則[※]第24条の2の2第2項第2号関連）
 - ・ 常時立入者への証明書発行に係る本人確認時に係る本人確認方法の明確化
2. 防護区域の出入口の施錠（規則第24条の2の2第2項第3号関連）
 - ・ 鍵の種類に応じた管理方法の明確化
 - ・ 鍵の種類に応じた鍵の管理者の指定方法の考え方の明確化
3. 監視装置の設置（規則第24条の2の2第2項第5号関連）
 - ・ 録画装置本体の防護措置方法の明確化
 - ・ 監視装置に備えるべき不正工作検知機能の明確化
4. 特定放射性同位元素の管理（規則第24条の2の2第2項第7号関連）
 - ・ 監視装置による常時監視方法の明確化
 - ・ 点検において異常がなかった場合における措置の明確化
5. 電子計算機に対する外部からの不正アクセス遮断（規則第24条の2の2第2項第9号関連）
 - ・ 不正アクセスを遮断する措置についての明確化
6. 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備又は装置の保守（規則第24条の2の2第2項第10号関連）
 - ・ 保守点検についての明確化
7. 特定放射性同位元素の防護措置に関する詳細な事項に係る情報の管理（規則第24条の2の2第2項第12号関連）
 - ・ 当該情報の管理方法の明確化
 - ・ 当該情報を含む文書類の具体例の明示
8. 防護に関する記帳（規則第24条の2の12第1項）
 - ・ 法令の義務事項と記帳で残すべき事項の整合化

※：放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則

施設における防護措置のイメージ

別添

セキュリティ対策

IAEA勧告を踏まえ、「盗取の防止」を主たる目的とした防護措置を求めることによって、特定放射性同位元素の強固なセキュリティを実現

【出入管理】

(規則第24条の2の2第2項第2号、第4号)

- ・本人確認
- ・鍵の管理者による確認、IDカードの利用等

【検知】

(規則第24条の2の2第2項第5号)

- ・監視カメラの設置
- ・侵入検知装置の設置

【遅延】

(規則第24条の2の2第2項第6号)

- ・堅固な障壁によって区画することにより人が容易に侵入できないようにする措置(フェンス、格子等)
- ・特定放射性同位元素を容易に動かせないようにするための措置(固縛等)

【対応】

(規則第24条の2の2第2項第11号)

- ・連絡手段の整備
- ・緊急時対応手順書の整備
- ・教育及び訓練の実施

【その他必要な措置】

- ・日常点検
- ・管理情報の取扱と管理
- ・特定放射性同位元素防護管理者の選任
- ・特定放射性同位元素防護規程の策定

等

【対応】(規則第24条の2の2第2項第11号)
盗取を検知した場合、直ちに対応できるように手順書を定める

【検知】(規則第24条の2の2第2項第5号)
監視カメラ及び侵入検知装置等を設置し盗取の試みを早期に発見し未然に防止する

侵入検知装置

監視カメラ

特定放射性同位元素

防護区域

【遅延】(規則第24条の2の2第2項第6号)
堅固な容器及び施設等の障壁により治安当局が到着するまでの遅延時間を確保する

【出入管理】(規則第24条の2の2第2項第2号、第4号)
許可された者だけが特定放射性同位元素へ近づける

特定放射性同位元素防護の区分に応じた防護措置

別添

➤ 危険性に応じて区分1から区分3まで段階的に区分設定し防護措置を規制要求する。

	要件	区分1	区分2	区分3
出入 管理	防護区域に立ち入る者の本人確認等の実施（規則第24条の2の2第2項第2号）	・ 防護区域常時立入者及び一時立入者に対し、防護従事者が事前に身分（注）及び立入の必要性を確認する。 ・ 一時立入者については、防護区域への立入りの際に防護従事者が同行し、必要な監督を行う。 （注）運転免許証、パスポート等の公的機関が発行した顔写真付きの証明書により本人確認を行う。		
	出入口の施錠（規則第24条の2の2第2項第3号）	防護区域の出入口に鍵を異にする2以上の施錠、又は、防護区域の出入口及び当該防護区域に至る経路上に設けられた出入口に鍵を異にする2以上の施錠を行う	防護区域の出入口に1以上の施錠を行う。	
	アクセス規制（立入りの正当性確認のための措置）（規則第24条の2の2第2項第4号）	①鍵の管理者による確認、②個別認証（ＩＤカード、暗証番号、生体認証等）による確認を用いてアクセスを規制する。		
		2種類以上	1種類以上	
検知	監視装置の設置（規則第24条の2の2第2項第5号）	監視カメラ及び侵入検知装置の設置 ※ （当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る。）		
遅延	堅固な障壁等（規則第24条の2の2第2項第6号）	2層以上 ※		1層以上 ※
対応	連絡手段（規則第24条の2の2第2項第11号）	2種類以上	1種類以上	
	緊急時対応手順書（規則第24条の2の2第2項第14号）	特定放射性同位元素の盗取等が行われた場合、又は行われるおそれがある場合に備え、平常時に実施しておくべき事項（連絡体制等）について定めた手順書を整備する。		
その他	日常点検（規則第24条の2の2第2項第7号）	鍵等の点検、監視装置等の点検、特定放射性同位元素の管理に係る異常の有無の点検を毎週1回以上の頻度で行う。		
	事業所内運搬（規則第24条の2の2第2項第8号）	特定放射性同位元素を運搬する場合に、放射性輸送物にシールの貼付け等の措置を講じること。（ただし、2人以上の防護従事者に同時に運搬を行わせる場合は不要。）		
	不正アクセスの遮断（規則第24条の2の2第2項第9号）	防護のために必要な情報を扱う電子計算機については、電子回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する措置を講じること。		
	装置等の保守（規則第24条の2の2第2項第10号）	防護のために必要な設備及び装置については、その機能を維持するため、保守を行うこと。		
	防護措置に係る情報の管理（規則第24条の2の2第2項第12号）	管理情報を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないように管理する（管理情報を取り扱う電子計算機のID及びパスワードの管理、管理情報を鍵付きのロッカーに保管する等）。		
	防護に係る体制整備（規則第24条の2の2第2項第13号）	防護のために必要な体制を整備すること。		
	特定放射性同位元素防護管理者及び代理者の選任（規則第38の4等）	事業所において防護措置を継続的に維持・改善していくために、防護措置を統一的に管理する者を選任する。		
	特定放射性同位元素防護規程の策定（規則第24条の2の3第1項）	防護措置を体系的に実施するための特定放射性同位元素防護規程及び下部規程を策定する。		

※防護区域内において特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合であって、2人以上の防護従事者に同時に作業を行わせる場合は不要。